

大口町告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

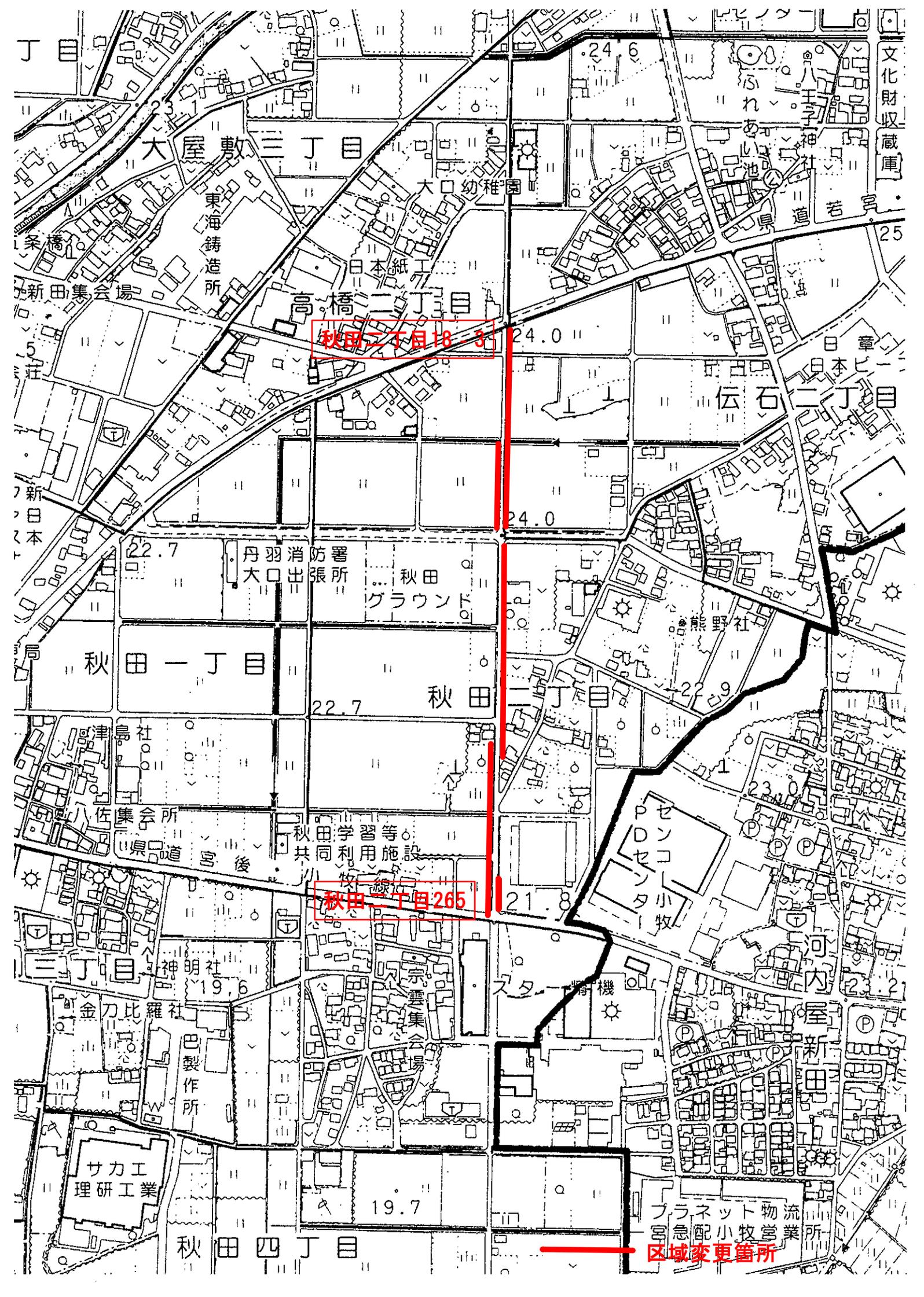
その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前後 の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
1121	秋田 2 1 号線	秋田二丁目 18 - 3 地先から	変更前	6.0 ~12.1	663.2
		秋田二丁目 265 地先まで	変更後	9.75~12.1	663.2



秋田二丁目18番3号

秋田二丁目265番

区域変更箇所